



特例臨時接種の終了に伴う今後のコロナワクチン接種について

令和6年度のコロナワクチン接種について

4月からは原則有料での接種となります。

令和6年度は現在の高齢者インフルエンザとほぼ同じ時期・対象者に対し、定期接種が実施される見込みです。

	対象者	時期	費用
定期接種	①65歳以上の高齢者 ②一定の基礎疾患を有する60歳から64歳までの者（インフルエンザワクチン等の接種対象者と同様）	秋冬	原則有料（※） （非課税世帯等は減免措置を検討）
任意接種	定期の対象者以外	4月1日以降	自費

※定期接種の委託単価・自己負担額は今後筑紫地区予防接種連絡協議会で決定予定。

4月以降の他市町村への請求について

V-SYSは3月末までしか使用できません。

他市町村への請求書は、3月末でV-SYSでの作成はできなくなります。

4月以降の請求については厚生労働省ホームページ（新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等）に掲載している様式をダウンロードし、費用請求をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に掲載している「様式4-5-1 市区町村別請求書」、「様式4-5-3 請求総括書」）

住所地外接種分について、都道府県国保連での処理は令和6年4月10日（必着）までの提出分をもって終了します。

提出が令和6年4月11日以降になる場合、接種医療機関は被接種者の住所地である市区町村に請求書等を直接提出してください。

3月までに使用できなかったコロナワクチンについて

令和6年4月1日以降は使用できません。残余数については市に御報告いただく必要がありますので、市から廃棄を依頼するまで保管をお願いします。

なお、任意接種で使用するワクチンについては、4月1日以降は市場に流通するように、現在国が調整中とのことです。

コロナワクチンの予診票について

現在使用されている予診票は、特例臨時接種用のものです。令和6年4月以降の任意接種では使わないようお願いいたします。

なお任意接種にかかる予診票については、ワクチン製造メーカーが作成予定です。

VRSタブレットについて（配布済医療機関のみ）

令和6年度以降、国が順次回収予定です。詳細は追ってお示ししますので保管をお願いします。

令和6年4月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

令和6年4月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要です。詳細は別途資料を御確認ください。

〈問合せ先〉

春日市昇町1丁目120番地（春日市いきいきプラザ2F）

春日市 地域共生部 健康課 健康づくり担当

TEL：092-501-1134 FAX：092-501-1135

mail:kenkou@city.kasuga.fukuoka.jp